平成２１年（フ）第６８８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎219番地２　コーポ田鎖103号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大石渡587番地
債務者　西舘　清人
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１７８号
福島県大沼郡会津美里町氷玉字古屋敷丙1692番地、前住所宮城県仙台市川内川前丁61番地
債務者　杉野　豊明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
新潟県新発田市下小中山992番地９
債務者　坂本　道廣
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第２７９号
愛知県江南市古知野町古渡48番地　ロイヤルマンション本町202
債務者　黒畑　基明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第４３０号
愛知県一宮市野口１丁目12番22―303号　藤和シティホームズ一宮野口
債務者　久保田清光こと　ＫＵＢＯＴＡ　ＫＩＹＯＭＩＴＳＵ
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５９５６号
大阪市阿倍野区三明町１丁目９番15号
債務者　簸本紀代子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２７１号
大阪市生野区中川２丁目８番７号
債務者　深澤　圭一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１３号
大阪市東淀川区豊新３丁目７番14号　ベルメゾン豊新Ⅱ　203号
債務者　宮本　雅裕
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６３９号
大阪市都島区大東町１丁目８番13号　サニハイツ辛銀マンション
債務者　基　　繁雄
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６７２号
大阪府東大阪市島之内１丁目３番10号　メープルコート213号
債務者　小寺　雅之
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５３号
大阪市東住吉区矢田７丁目10番12号
債務者　江川瑠璃子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８６号
大阪府茨木市玉瀬町30番36号
債務者　髙﨑　忠一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３８７号
大阪府茨木市玉瀬町30番36号
債務者　髙﨑　芳江
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４４号
大阪府守口市南寺方南通３丁目７番１号
債務者　亀井　敬子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８２号
大阪府枚方市茄子作３丁目30番65号
債務者　生野　眞弓
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７７２号
大阪府守口市佐太東町１丁目９番５―501号
債務者　山崎よし子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７７３号
大阪市旭区中宮２丁目16番10号
債務者　松川　一雄
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０７号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目３番97号　玉串アサヒビル203号
債務者　武知　千津
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部